

遊牧民をいかに管理するか*

オスマン朝によるベスヤン、ブジュヤン、ズィラン部族連合の地方行政組織への統合の試み

齋 藤 久美子

How to Control Nomadic Tribes?

An Attempt to Integrate Besyan, Bucyan and Zilan Tribes into the Ottoman Administrative System

SAITO, Kumiko

This article focuses on the *sanjak* (sub-province) of *Besyan ve Bucyan ve Zilan*. The Ottoman Empire conquered southeastern Anatolia and northern Syria at the beginning of the 16th century. The Ottoman authorities unified many of the region's nomadic tribes into one administrative and tax collection unit, and appointed a *sancak bey* (sub-province governor) to control nomadic groups and collect taxes from them. As a result, *sanjaks* without definitive administrative boundaries were newly established. Besyan, Bucyan, and Zilan were three tribes that formed a Suleymani tribal confederation based in the Diyarbakir region. Kurdish *amirs* (chieftain), called “*amirs* of Suleymani,” were the leaders of the Suleymani tribal confederation.

This article examines the Ottoman policies towards the Suleymani tribal confederation in terms of Kurdish tribes, nomadic groups, and guarding frontiers. This article can be summarized in three points. First, the Ottoman's “divide and rule” approach to Kurdish tribes was used effectively, not only for the Suleymani tribal confederation, but also for the *amirs* of Suleymani. Second, the Ottoman authorities founded the *sancak* of *Besyan ve Bucyan ve Zilan* for nomadic tribes without definitive administrative boundaries. Third, the authorities mobilized the Besyan, Bucyan, and Zilan tribes to guard its borders.

On account of this, the establishment of the *sanjak* of *Besyan ve Bucyan ve Zilan* was intended to solve this problem by increasing state revenue. As such, tax collected from the Besyan, Bucyan, and Zilan tribes became state revenue, and the *sancak bey* was responsible for tax collection as a tax farmer. However, tribal people who belonged to Besyan, Bucyan, and Zilan began to escape to

Keywords: Ottoman Empire, Southeastern Anatolia, Suleymani Tribal Confederation, *Amirs* of Mayyafarkin, *Sanjak* of *Besyan ve Bucyan ve Zilan*

キーワード: オスマン朝, アナトリア南東部, スレイマニー大部族連合, マイヤーファーレンキーンのアミール, ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン部

* 本研究はアジア・アフリカ言語文化研究所の共同利用・共同研究課題「近世イスラーム国家と周辺世界」および科研費 JP19K23110 による成果の一部である。



avoid tax payment and consequently spread to Caucasus and Azerbaijan, thus impacting the *sancak bey's* control. In this process, the names of Besyan and Bucyan gradually disappeared, while the name of Zilan remained.

はじめに

1. スレイマニー大部族連合とオスマン朝のクルド政策
2. ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の設立
3. 16世紀後半のベスヤン・ブジュヤン・

ズィラン県

4. 17世紀のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県
5. 18世紀以降のベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合
おわりに

はじめに

本稿では、アナトリア南東部のクルド系諸部族に焦点をあて、オスマン朝が地方行政組織を通じて遊牧民を含む部族集団をどのように管理しようとしたのかその内容を具体的に検討するとともに、オスマン朝の政策により部族民とその集合体である部族連合にどのような変化が起きたのかを考察する。

16世紀前半のオスマン朝による征服以前から、アナトリア南東部の山岳地域では、クルド系部族連合を統率したクルド系アミール(地方領主)の領地が複数存在した。オスマン朝による同地域の征服に際してはクルド系アミールの軍事的協力が大きかったため、征服後、アミールたちには種々の特権が認められた。特権が認められた背景には、アナトリア南東部がイランのサファヴィー朝との緩衝地域であったことも関係している。

このような特殊な地域であるアナトリア南東部をオスマン朝がどのように支配体制に統合したのかという問題について、これまで研究者の間で注目されてきたのが、クルド系アミールの領地の地方行政組織への編入である。その概要を、先行研究に基づき整理すると、次のようになる。多くのクルド系アミールの領地がそのままオスマン朝の県として編入されたが、そのほとんどは1515年と1548年に創設されたディヤルバクル州とヴァン州に属した¹⁾。そして、クルド系アミールの一族には、本来であれば数年で交代する県知事職の世襲が認められた²⁾。その後、クルド系アミールが支配したクルド諸県は、県知事の世襲のみ認められた県と、県知事の世襲に加えてさらに特例的に「不輸不入権」も認められた県、という二つのタイプに分けられた。後者のタイプはヒュキューメトと呼ばれ、原則として、租税調査が免除され、ディルリク

1) 二つの州におけるクルド系諸県の変遷については次のような代表的な研究がある。ディヤルバクル州については [Bruinessen 1988] [Ünal 1994] ([Ünal 1999: 170-8] に転載)、ヴァン州については [Kılıç 1997: 119-30] [Kılıç 2001]。

2) 史料でユルトルク=オジャクルクやオジャクルクと呼ばれたクルド系アミールの一族による県知事の世襲については、[Göyünç 1991] が研究史をまとめた上で、新たにいくつかの事例を紹介した。ユルトルク=オジャクルクおよび後述のヒュキューメトについてさらに詳細に分析したのが [Kılıç 1999] [齋藤 2006a]。[Kılıç 2007] の体系的な解説もある。

(知行) 制も施行されなかった³⁾。

ところで上記の研究では、複数の州組織一覧を利用して、それらが作成された年にどれだけのクルド系諸県があったか、そしてその時代的変遷はどのようなものであったかが主な関心事であり、クルド系諸県が地方行政組織に統合される過程について十分に検討されなかった。こうした点を補うべく、筆者は以前、ディヤルバクル州とヴァン州に属したクルド系諸県について分析した [齋藤 2006b]。その結果、次のような特徴が確認された。16世紀前半には、オスマン朝中央のクルド系アミールとその領地に関する認識の不足もあり、クルド系アミールの領地を確認しつつ、クルド系アミールが支配するクルド系諸県とそれ以外の県を区別するプロセスが続いた。16世紀後半になると、クルド系諸県を差別化するプロセスが始まり、最終的に16世紀末から17世紀初頭にかけて、クルド系諸県はヒュキューメトとそうでない県の二つに分けられた。17世紀には県の新設・消滅・所属先の変更といった異動が16世紀に比べて大幅に減少したことからも、この頃にはクルド系諸県がオスマン朝の地方行政組織に明確に位置づけられていたと言えるだろう。

制度の運用におけるクルド系諸県に対する例外的な措置は、オスマン支配の複雑さを示していると言える。オスマン朝は、アナトリア南東部における支配を確立するために、クルド系アミールを頂点とした社会の特徴を正確に把握し、地域の秩序の多くを容認しつつ、それらをオスマン朝の制度に組み込むこと

で、地域ごと体制内に統合しようとした。このようなオスマン支配の特徴をあらわすもう一つの事例が、本稿で紹介する遊牧民を対象とした県である⁴⁾。

筆者は、[齋藤 2006b: 82] で、クルド系諸県の中に、移動する人間集団を対象とした明確な行政区分のない県が存在したことを指摘した。ディヤルバクル州に属したベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県である。これは、移動する人間集団である遊牧民を一つの行政・徴税単位とみなし、そこに県知事を任命して遊牧民の管理と徴税にあたらせたオスマン朝のユニークな遊牧民政策であり、これまでディヤルバクル州やアレppo州に属した主にトルコ系から成る遊牧部族連合の事例が知られてきた⁵⁾。オスマン朝は、遊牧民を一つの県や郡(すなわち行政・徴税単位)として管理するとともに、夏営地と冬営地を結ぶ移動路の範囲を指定したが、その理由は、遊牧民から確実に税を徴収し、大規模な遊牧集団の離散を防ぎ、軍や都市に家畜を供給させるためだった [Gündüz 1997: 41]。

ところで、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の存在は、研究者の間でも知られていない。なぜ知られていないのか、その理由として考えられるのは、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県を構成したベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合が上述の遊牧部族連合ほど大規模な集団ではなかったこともあり、比較的まとまった史料が少ないことである。例えば、サンジャク(県)研究に頻用される租税台帳について、ベスヤン、ブジュヤン、ズィ

3) ディルリク (dirlik) は、軍事奉仕の対価に授与された徴税権を指し、徴税権の額により少ない順からティマル (timâr, 2万アクチェ銀貨未満)、ゼアーメト (ze'âmet, 2万アクチェ銀貨以上、10万アクチェ銀貨未満)、ハス (hâs, 10万アクチェ銀貨以上) と分類された。地方では、州単位の軍事・行政責任者である州総督と県単位の軍事・行政責任者である県知事のみがハスを保有し、彼らの指揮下に従軍する一般の在郷騎兵はティマルを保有した。本稿ではディルリクを知行と訳している。

4) オスマン朝治下の遊牧民に関する研究史は [岩本 2019: 28-41] で詳しくまとめられている。

5) 例えば、ディヤルバクル州では、州の設立時、遊牧民を対象としたアシーレト・ウルス県が設立された [Gündüz 1997: 44]。アレppo州でも、1576年に遊牧民を対象としたハレブ・テュルクメン県が設立された [Çakar 2006: 169; Şahin 2006: 133-4]。ただし、いずれのケースも、16世紀末から17世紀半ば頃に、県から郡に変わったようである。



地図 アナトリア東部～コーカサス・アゼルバイジャン

ラン各部族連合の記録は、表1でも示されているように、それぞれ複数の県の租税台帳の中に見出されるが、県として単独の台帳が作成されることはなかった⁶⁾。それゆえ、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランは、県としてではなく、部族連合の名前として認識されやすい⁷⁾。租税台帳以外の史料についても、わずかに残る任命台帳を除くと、断片的な記述しかなく、そのために研究者の注意をほとんど引いてこなかった。そもそも、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県のみならず、クルド系

諸県に関する研究はそれほど多くなく、さらなる研究が待たれるテーマの一つである。

以上から、本稿ではベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県を取り上げる。具体的には、第1章で、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合が属したスレイマニー大部族連合の組織構造を概観し、スレイマニー大部族連合に対するオスマン朝の政策について考察する。第2章から第4章では、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の誕生の経緯とその後の展開を整理しつつ、オスマン朝がベスヤン・ブ

6) オスマン朝は、征服した土地で担税者数および税に関する調査を行い、調査の結果をもとに租税台帳を作成した。租税台帳は県単位で纏められたが、大きく明細帳と簡易帳の二つに分けられる。明細帳には、各県のすべての町や村とともに、担税者名、税目、税率、税額が掲載された。記載の順番は、はじめに県の中心となる町があり、そのあとに郷とそれを構成する村や耕作地が続く。明細帳が徴税を目的に編集された台帳である一方、簡易帳はディルリク（知行）の分配とその管理を目的に作成された。簡易帳にはディルリク保有者名の他、ディルリクに指定された場所（町、村、耕作地）・税目・税額が記載された。

7) [Çiftçi 2018] は、論文の前半で、後述するようなベスヤン、ブジュヤン、ズィランが属したスレイマニー大部族連合のアナトリア北東部への移住を取り上げたが、三つの部族連合が県を構成していたことを認識していない。

ジュヤン・ズィラン県を通して遊牧民を含む部族集団をどのように管理しようとしたのかを検討する。また、オスマン朝の政策に対して、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランの部族民がどのような反応を見せたのかにも言及する。第5章では、18世紀以降のベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の動きを追跡する。おわりにでは、結論とともに、県という行政的な枠組みに「固定」された部族民とその集合体である部族連合が、オスマン朝の政策により、どのようにかたちを変えていったのかにも触れた。

1. スレイマニー大部族連合とオスマン朝のクルド政策

16世紀末、クルド系アミールの一人で、アナトリア南東部のヴァン湖に近いピトリスー帯を支配したシャラフ・ハーンが執筆したクルド史『シャラフ・ナーメ』によると、ベスヤン (Besyān), ブジュヤン (Būcyān), ズィラン (Zilān) とはスレイマニー (Süleymānī) 大部族連合を構成した三つの部族連合である⁸⁾。スレイマニー大部族連合はバヌキー (Bānūki), ヘヴィディー (Hevidī), ディルフラン (Dilḥırān), ブジュヤン, ズィラン, ベスヤン, ズィクズィヤン (Zikziyān), ベラズィー (Berāzī) という八つの部族連合から構成されたが、この大部族連合を率いたのがスレイマニーのアミールと呼ばれたクルド系アミールの一族であった。ところで、クルド系部族連合を構成した部族民の中に遊牧民がどのくらいいたのかについて詳しくは知られていない。それは、クルド系諸県がサファヴィー朝との国境に近く、オ

スマン朝への軍事的貢献が期待されていたという理由から、ヒュキューメトをはじめとする多くの県で租税調査が免除され、その結果、クルド系アミールの配下にいた担税者である遊牧民に関する記録がほとんど残っていないことによる。こうした中、スレイマニー大部族連合については、その多くが遊牧民であったことが『シャラフ・ナーメ』に記されている。それによると、スレイマニー大部族連合に属した遊牧民は、冬は本拠地であるディヤルバクル地方で過ごし、夏はヴァン湖北西のシェレフェッティン山脈やヴァン湖北のアラダー山脈に移動し放牧したという。

『シャラフ・ナーメ』によると、ディヤルバクル地方がサファヴィー朝からオスマン朝の支配下に入った頃、スレイマニーのアミール、シャー・ヴェレド・ベイ (Şah Veled Beg) は、マイヤーファールキーン (Mayyāfārķīn, オスマン朝の史料ではメファリキン (Mefārīkīn) とも記される。現在のスィルヴァン (Silvān)) を支配したが、ディヤルバクル州総督の陰謀によりクルブ (Kulb) 城塞とその一帯に配置換えになったという。オスマン朝の史料には、征服から間もない1517年頃、シャー・ヴェレド・ベイがスレイマニー (Süleymānīyān) 県知事に任命されたとある [D9772: 4b]⁹⁾。その後、スレイマニー県の記述は見られなくなるが、シャー・ヴェレド・ベイについては、1518年にはアーミド県に属したクルブ郷とバーシカ (Bāşika) 郷に、1526年にはアーミド県のクルブ郷、バーシカ郷、ジュスカ (Cıska) 郷に知行を保有したことが記録されている¹⁰⁾。前述のように、一度はシャー・ヴェレド・ベイから取り上げられたメファリキンで

8) 以下、スレイマニー大部族連合に関する『シャラフ・ナーメ』の情報は [Sharaf-nāme: 261-4]。

9) この史料は、1517年頃に作成されたオスマン朝の州組織一覧であり、各州とそれに属する県の名とともに、州総督と県知事の名および俸給額の一覧から成る。作成年については諸説あるが、本稿では [鈴木 1987] に従った。

10) 1518年には114,000アクチェ銀貨の知行 (ゼアーメト) [TT.d 64: 184-9], 1526年には124,000アクチェ銀貨の知行 (ゼアーメト) を保有した [TT.d 134: 13-4]。

表1 各部族連合の戸数（担税者数）と所属先¹²⁾

	1518年		1540年		1567-8年	
	戸数	所属先	戸数	所属先	戸数	所属先
バヌキー	53	アーミド県	141	クルブ県	154	クルブ県
ヘヴィディー			20	クルブ県	21	クルブ県
ディルフラン			62	クルブ県	69	クルブ県
ベスヤン	673	アーミド県	1867	アーミド県	3557	アーミド県
ブジュヤン	341	アーミド県	843	アーミド県	1846	アーミド県
ズィラン	197	アーミド県	531	アーミド県	1305	アーミド県
ベラズィー	410	アーミド県	1658	アーミド県	2424	アーミド県

※「アーミド県」と「クルブ県」は、租税台帳に記された各部族連合の所属先を示す。

あるが、1526年までには、クルブ郷に属する村として、シャー・ヴェレド・ベイの知行地になった。1537年頃にクルブ県が設立されると、シャー・ヴェレド・ベイの息子のアリージャン・ベイ（‘Alicān Beg）が県知事に任命された [DFE.RZ.d 4: 2-3]¹¹⁾。スレイマニー・アミール一族は、この後クルブ県知事を世襲したため、クルブのアミールと呼ばれるようになった。

オスマン朝治下、スレイマニー・アミール一族にはクルブ県知事の世襲が認められたが、アミールが統率した部族連合は複数の県に分かれて所属することになった。表1に、租税台帳から算出した各部族連合の戸数（担税者数）と所属先を示す。なお、八つの部族連合のうち、ズィクズィヤンはオスマン朝の史料に登場しない。

表1によると、スレイマニー大部族連合に属した各部族連合の所属先は、ディヤルバクル州の中心地でありディヤルバクル州総督の管轄下にあったアーミド県とスレイマニー・アミールが管理したクルブ県に分かれた。オスマン朝の「分割して統治する」クルド政策がここでも適応されたと言える¹³⁾。担税者数という観点から比較的小規模な部族連合が

アミールのもとに残され、大規模な部族連合は、多額の税収が期待できるという点からも、ディヤルバクル州総督の管理下におかれたのだろう。

遊牧民にかかる税は、国庫収入 (ḥavāṣ-ı hümāyūn) もしくは州総督や県知事の知行 (ハス) に指定されることが多かったが、スレイマニー大部族連合も同様であった。バヌキー、ヘヴィディー、ディルフラン各部族連合から徴収される税はクルブ県知事の知行となり、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合から徴収される税は国庫収入やディヤルバクル州総督の知行になった。ベラズィー部族連合から徴収される税の多くは国庫収入となったが、一部は在郷騎兵の知行 (ティマール) に指定された。

多くの担税者人口を抱えたベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合に注目してみよう。参照するのは税目の詳細が記されている1540年の租税台帳 TT.d 200である。ベスヤン、ブジュヤン、ズィランに属する部族民のうち、農民から徴収されたのは耕地税、穀物税、菜園税、果樹園税、水車税であった。遊牧民については、既婚者に世帯 (ḥāne) 税、未婚者に独身 (mücerred) 税が課された他、

11) クルブ県に関する研究として、1564-5年頃に作成された租税台帳に記載のある情報を紹介した [Bizbirlik 1993] がある。

12) 表1の作成にあたり、1518年は [TT.d 64: 45-57, 124-31, 189], 1540年は [TT.d 200: 231-61, 367-9, 419-58], 1567-8年は [TT.d 58: 280b-369b; TT.d 60: 15b-17b] を参照した。いずれの年も租税台帳の作成年を示している。

13) オスマン朝の「分割して統治する」クルド政策については [Bruinessen 1992: 175, 186]。

羊税，夏营地税，冬营地税，チョバン・ベイ (çoban begi) 税が徴収された¹⁴⁾。そして，全戸からバード・ハヴァー (bād-ı havā) 諸税として罰金と結婚税が徴収された¹⁵⁾。以上のベスヤン，ブジュヤン，ズィラン各部族連合から徴収される税は，夏营地税，冬营地税，チョバン・ベイ税が国庫収入となり，それ以外はディヤルバクル州総督の知行に指定された。

租税台帳の税目からは，ベスヤン，ブジュヤン，ズィランが遊牧民のみから構成されていたわけではなく，農耕に従事した定住民がいたことが分かる。では，実際に，ベスヤン，ブジュヤン，ズィランの中にどれくらいの遊牧民がいたのだろうか。おおよその人口比が算出可能な TT.d 200 と TT.d 58 の二冊の租税台帳を見てみよう。担税者人口に占める遊牧民の割合は，1540 年 (TT.d 200) にはベスヤンの約 18%，ブジュヤンの約 6%，ズィランの約 66%，1567-8 年 (TT.d 58) にはベスヤンの約 16%，ブジュヤンの約 71%，ズィランの約 56% であった¹⁶⁾。ただし，定住民と比べ，遊牧民の担税者人口の把握はより困難であった。また，スレイマニー大部族連合の多くが遊牧民であったという『シャラフ・ナーメ』の記述からも，実際にはさらに多くの遊牧民がいた可能性が高い。いずれにせよ，既存の遊牧民を対象とした県とは違い，のちに県となるベスヤン，ブジュヤン，ズィランについては，定住民と遊牧民のいずれも対象となったことが分かる。

遊牧民の税の徴収に責任を負ったのは部族長や部族連合長であったが [Gündüz 1997:

109-16]，スレイマニー大部族連合においても，部族民が負担した税はそれぞれの部族長や部族連合長，そしてアミールの管理下に集められたであろう。さらに言うと，部族民に課された税の一部はアミールを始めとする部族連合の支配層にも分配されたと考えられる。こうした税にかかわる慣習はアミールの権力の源の一つであったはずだが，前述の「分割して統治する」クルド政策によりスレイマニー大部族連合は分割され，アミールのもとには以前と比べてわずかな数の部族民が残された。それによりアミールの部族民に対する影響力もかなり低下したのではないだろうか。

前述のように，ベスヤン，ブジュヤン，ズィラン各部族連合から徴収される税の一部は国庫収入となり，それ以外はディヤルバクル州総督の知行に指定された。ところが，1565 年 7 月 16 日と 18 日の複数の記録によると，ベスヤン，ブジュヤン，ズィランの部族民たちの上奏により，当時のディヤルバクル州総督イスケンデル・パシャ (İskender Paşa) の代理人 (voyvoda) が過度な徴税をしていることが明らかになったため，各部族連合の税収は国庫収入となることが決定し，ディヤルバクル州所属の知行 (ゼアーメト) 保有者のモッラザーデ (Mollāzāde) が，上記部族連合の長 (boy begi) として，徴税を請け負うことになった [A.DVNS.MHM.d 6: no. 1413, no. 1414, no. 1421, no. 1431]¹⁷⁾。1567-8 年の記録によると，ハリト・ベイ (Ḥalid Beg) なる人物が，ベスヤン，ブ

14) [Gündüz 1997: 132-3] によると，アクコユンル朝から受け継がれた税目で，政府により任命されたチョバン・ベイが徴収してディヤルバクル財務組織に引き渡したという。

15) 多田はバード・ハヴァー諸税を「偶発的に生じる種々の税目の総称」と説明した。バード・ハヴァー諸税については [多田 2009; 多田 2012]。

16) 租税台帳から遊牧民の定住化の進行を確認することもできる。例えば，ブジュヤンについては，TT.d 64 (1518 年) では冬营地と記録された場所が，TT.d 200 (1540 年) では同名の村になった事例がいくつか見られる。これ以外にも，部族を率いたリーダーの名が村名となった事例を多く見出すことができる。この時期，季節移動する遊牧民であったベスヤン，ブジュヤン，ズィランの一部の定住化が進んでおり，それが租税台帳に反映されたのだろう。

17) 代理人 (voyvoda) は州総督の知行に指定された税収を代わりに徴収した。

ジュヤン、ズィラン各部族連合の県知事 (mîr-i livâ'i cemâ'at-i mezbûre [=Besyân ve Bûcyân ve Zilân]) として、徴税を請け負ったことが記されている [TT.d 251: 5b]¹⁸⁾。モッラザーデと呼ばれたハリト・ベイの素性であるが、クルド系有力者 (Ekrâd beglerinden) であること以外は不明である [A.DVNS.MHM.d 7: no. 977]。ただし、1540年頃、ズィラン部族連合の有力者にモッラ・カスム (Monlâ Kâsim) という人物がいたこと、そして、後述するように、1579年頃、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事と争ったモッラザーデ・エブー・ベキル (Mollâzâde Ebû Bekir) という部族連合の有力者がいたことが分かっている [TT.d 200: 457-8]。以上から、ハリト・ベイもモッラザーデと呼ばれた有力家系の出身だろう。

こうして、ハリト・ベイは初代のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事となった。県知事への任命は1567年7月16日である [MAD.d 563: 88]。これにより、スレイマニー大部族連合を構成していた部族連合は、クルブ県、アーミド県、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県という三つの県に分かれて管理されることになった。

2. ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の設立

ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県は、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合

を一つの行政・徴税単位とみなし、部族の管理と税の効率的な徴収のために設立された。本来、管轄区域内にあるはずの県知事の知行 (ハス) も、明確な行政区域が無いために、近隣諸県に設定された [DFE.RZ.d 12: 883-4; DFE.RZ.d 36: 713-4; DFE.RZ.d 279: 325]。県知事の知行の総額は20万アクチェ銀貨と公式に記録されたが、このうちの9万アクチェ銀貨は徴税請負分であり国庫収入となるため、県知事の実質的な知行は11万アクチェ銀貨に徴税請負から得られる手数料を加えた分であった。徴税請負分の9万アクチェ銀貨とは上記三部族連合のバード・ハヴァー諸税の総額であり、県知事により徴収され、ディヤルバクル財務組織に送られることになった¹⁹⁾。

ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の創設については、もう一つ、別の理由も指摘できよう。1534年から1553年にかけて、オスマン朝は三度にわたりサファヴィー朝への遠征を行ったが、このうち1548年に始まった第二次遠征でヴァン地方の征服に成功した²⁰⁾。とはいえ、征服後もヴァン地方はサファヴィー朝勢力の襲撃に悩まされた。こうした状況で、16世紀後半、ヴァン城塞を始めとして、サファヴィー朝からの侵入経路上にある城塞の守りが強化され、国境地域の防衛のために城塞駐留兵が増員された²¹⁾。城塞駐留兵の俸給は三ヶ月に一度現金で支払われ、地方財務組織が管理する国庫収入から拠出され

18) ハリト・ベイが請負ったのは、ヒジュラ暦972年(西暦1564年から65年)分の税收からである。租税台帳TT.d 251によると、国庫収入に指定されたベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の税額は541,798アクチェ銀貨である。ところが、後述するように、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事が請負った税額は9万アクチェ銀貨である。差額の約45万アクチェ銀貨の徴収の方法について明らかにできる史料を現段階で筆者は見つけられていない。

19) オスマン朝の地方財務組織の一つであるディヤルバクル財務組織は、ディヤルバクル州一帯の国庫収入分の税收を管理した。国庫収入に指定された税は、徴税官や徴税請負人により回収され、ディヤルバクル財務組織に引き渡されることになっていた。

20) 16世紀後半から17世紀前半のオスマン朝とサファヴィー朝の関係史については [Kütükoğlu 1993; Kırcioğlu 1993]、両王朝のせめぎあいの場となったヴァン地方を中心とした政治史については [Kılıç 1997: 19-116]。

21) 例えば、1578年より前に、新たに500名のヴァン城塞駐留兵が募集されている [A.DVNS.MHM.d 32: no. 432]。

た²²⁾。つまり、国境地域の城塞駐留兵が増員され、その俸給の支払いのために、国庫収入を増やす必要があったのである。ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の創設もこうした動きと関わっていたと考えられる。

ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事には遊牧民の管理・統制も求められた。この時期、16世紀後半の史料には以下に紹介するような事例が頻出し、オスマン朝が遊牧民の移動により発生する問題を防ぐべく神経を尖らせていたことが分かる²³⁾。例えば、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランに属する遊牧民はディヤルバクル州からビトリス、ムシュ(Muş)、フヌス、アディルジェヴァズの各県を通り夏営地に向かったが、通過する地域での略奪行為や家畜による作物荒らしのため、農民が耕作地を放棄し逃亡する恐れがあった[A.DVNS.MHM.d 10: no. 57, no. 148; A.DVNS.MHM.d 16: no. 320; KK.d 79: 41, 371]。そのため、遊牧民の季節移動の際には100名のイエニチェリが同行することになっていた[A.DVNS.MHM.d 9: no. 15]。16世紀後半、オスマン朝中央は、ディヤルバクル州総督に対して同州にいる遊牧民にベスヤン部族連合のようにサンジャク・ベイと呼ばれる責任者を任命し管理させるよう命じるとともに、エルズルム州総督に対しては遊牧民のサファヴィー領への越境を防ぐよう指示した[A.DVNS.MHM.d 26: no. 945, no. 946]。オスマン朝は、サファヴィー朝との緊張が高まると、国境管理を徹底するべく、

慣習的にサファヴィー領に移動していた遊牧民の越境を禁止し、さらに禁輸品を指定して物資がサファヴィー朝に流出しないよう監視した[A.DVNS.MHM.d 22: no. 461]。以上に加え、逃亡した遊牧民を元の場所に連れ戻し、確実に税収を確保することも、中央にとっては大きな関心事であった[A.NŞT.d 1071: 7, 10; A.NŞT.d 1073: 88]。

前述のように、1565年頃、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合に対する過度な徴税が問題になっていた。当時、国庫収入の増加が必要とされていたこともあり、确实な徴税のためにベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県が新設された。それと同時に、誰を県知事にするか、つまり誰に三部族連合の徴税を請負わせるかも重要になった。ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の徴税業務を円滑に行える人物、つまり、当地や部族の状況に詳しく、かつ、部族が納税に応じるような権威を持つ人物が求められた。ただし、「分割して統治する」クルド政策に反するからであろう、クルブ県知事(=スレイマニー・アミール)への委託は避けられた。最終的に、スレイマニー・アミールが率いた部族連合の有力家系に連なると思われるハリト・ベイが選ばれ、1567年に初代のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事となった。

その後、1570年には、ハサンケイフ・アミール一族、メリク・メフメト・ベイ(Melik Mehmed Beg)が県知事になった[MAD.d 563: 88]²⁴⁾。メリク・メフメト・ベ

22) 現存する財務帳簿のうち、ディヤルバクル財務組織から各城塞駐留兵への俸給の拠出が確認できるのは1590年分からである[MAD.d 365]。この時期にディヤルバクル財務組織から俸給が支払われたのは、アーミド、マルディン(Mardin)、ハサンケイフ(Hasankeyf)、ハルプト(Harbut)(以上ディヤルバクル州)、ルハー(Ruhâ)、ラッカ(Rakka)、ジャービル(Câbir)(以上ラッカ州)、キウ(Kiği)、フヌス(Hıms)(以上エルズルム州)、ヴァン(Vân)、ビトリス(Bitlis)、アフラト(Ahlât)、エルジシュ(Erciş)、アディルジェヴァズ(Adilcevâz)、マーカー(Makû)(以上ヴァン州)の各城塞である。ヴァン城塞駐留兵の俸給については[Kılıç 1997: 371-84]に詳しい。国境地域に展開した城塞駐留兵の俸給は、ディヤルバクル財務組織だけではなく、アレppo財務組織などからも拠出された[清水 2003; 清水 2012]。

23) [Çiftçi 2018]でも以下の事例の一部が紹介された。

24) [Sharaf-nâme: 149-61]によると、オスマン朝治下、ハサンケイフのアミールは代々ハサンケイフ県知事に任命された。しかし、メリク・メフメト・ベイの兄弟が県知事を退いた後、ハサンケ

イの一族はアイユーブ家の流れを汲むアナトリア南東部でも由緒ある家系の一つだったが、彼はベスヤン、ブジュヤン、ズィランの管理に失敗し、最後には職を辞してハサンケイフに戻ることを願い出た [KK.d 79: 91; KK.d 225: 73]²⁵⁾。メリク・メフメト・ベイの辞任により、クルド系名家出身とはいえ、スレイマニー・アミールの一族ではない、よそ者によるベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の管理は難しいと判断されたのかもしれない。その後は、スレイマニー・アミールの一族がベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事に任命されるようになった [MAD.d 563: 88; KK.d 225: 73]。1572年に県知事に就任したベフリュル・ベイ (Behlül Beg) は、スレイマニー・アミールであったクルブ県知事のいここにあたる。オスマン朝治下、クルド系アミールの一族や配下の部族民の多くがオスマン朝の軍人として活躍したが、中には有力軍人政治家の家臣団に入る者もいた。ベフリュル・ベイも、前のディヤルバクル州総督イスケンデル・パシャの家臣であったことが『シャラフ・ナーメ』に記されている [Sharaf-nāme: 269]。イスケンデル・パシャはヴァン州総督やエジプト州総督もつとめた実力者であるため、ベフリュル・ベイの県知事就任にはイスケンデル・パシャとの関係性も作用した可能性がある。

『シャラフ・ナーメ』はベフリュル・ベイの県知事就任を別の表現で伝える。マイヤーファールキーンがスレイマニー・アミール

(=クルブ県知事)の管轄から切り離され、ベフリュル・ベイに私有のイクター (iqṭāʿ-yi tamliki) として与えられたことで、マイヤーファールキーンのアミールが誕生したとする [Sharaf-nāme: 269-70]²⁶⁾。つまり、ベフリュル・ベイの県知事就任をもって、スレイマニー・アミールの一族は、クルブのアミールとマイヤーファールキーンのアミールの二つに分岐したことになる。オスマン朝の史料にも、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事の知行地の一つに、クルブ県に属したメファリキン (=マイヤーファールキーン) が指定されたことが記録されている [DFE.RZ.d 12: 883-4; DFE.RZ.d 36: 713-4; DFE.RZ.d 279: 325]。おそらくこれが原因となり、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県は、オスマン朝の史料では、1580年頃からメファリキン県とも呼ばれるようになった²⁷⁾。一つの県に二つの名が使用された珍しい事例である。

3. 16世紀後半のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県

1572年、前任の県知事メリク・メフメト・ベイが部族の管理に失敗し辞任したのを受けて、ベフリュル・ベイが県知事に就任した。オスマン朝が、それまでの方針を転換し、スレイマニー・アミールの一族に県知事を託した背景には何があったのだろうか。おそらくそれは、当時、問題になっていたベスヤン、ブジュヤン、ズィランの部族民の離散であ

ノ イフ県知事は中央から派遣されるようになった。メリク・メフメト・ベイはというと、ルハー、ピトリス、キウ、スィンジャル (Sincār) の県知事を歴任し、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事の後にはハルプト県知事となった [A.RSK.d 1452: 264; MAD.d 563: 79, 84]。ハサンケイフのアミールたちの歴史については [Baluken 2016]。

25) メリク・メフメト・ベイが県知事の時代、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランに属する部族民たちは、徴税業務を妨害しただけでなく、徴税人を殺害したり、季節移動の際に通過する土地の農民に損害を与えたりしたことが報告されている [A.DVNS.MHM.d 10: no. 57, no. 148; A.DVNS.MHM.d 12: no. 799; A.DVNS.MHM.d 16: no. 320; KK.d 79: 41, 371]。逆に、上記の三部族連合に属する遊牧民の財産が在郷騎兵により略奪されたケースもある [A.DVNS.MHM.d 12: no. 133]。

26) 『シャラフ・ナーメ』では、クルド系アミールに授与された県知事職に伴う知行を「私有のイクター」と表現するケースが見られるため、ここでもそのように判断した [Sharaf-nāme: 259, 308]。

27) 例えば、[KK.d 238: 266]。

る。上記の三部族連合の担税者数の多さや税収が国庫収入に指定されていたことを考えると、中央にとって部族民の離散は見逃すことのできない問題であった。こうして、ベフリユル・ベイの最初の任務は、離散した部族民を帰還させることとなった [A.NŞT.d 1071: 7, 10]。

当時の調査により、1574年の段階で、アーミド、ビトリス、ムシュ、フヌス、アルダハン (Ardahān) の各県に1500戸以上が移り住んでいたことが明らかになった [A.NŞT.d 1073: 88]。加えて、担税者 (被支配層) であるはずの部族民が在郷騎兵 (支配層) になっていたことも判明した [A.DVNS.MHM.d 26: no. 81]。16世紀前半、オスマン朝とサファヴィー朝の係争地となったのがエルズルム地方からヴァン地方にかけての国境地域であり、サファヴィー朝勢力による襲撃が続く中、住民は避難し多くの耕地が放棄された。オスマン朝は、16世紀半ばまでに両地方を征服し、1535年にエルズルム州²⁸⁾、1548年にヴァン州を設立すると、アナトリア北東部から南東部の国境地域の荒廃地を推定税収のまま多くの在郷騎兵に授与することで再開発を促した²⁹⁾。この際の知行 (ティマール) は、中央での手続が省略され、当該地の州総督の勅許状のみで認可されたため、オスマン支配が確立して間もない時期に、政府の政策に便乗して新たに軍人となる者たちが現れた。その中にエルズルム州で在郷騎兵となったベスヤン、ブジュヤン、ズィランの部族民たちもいた [A.DVNS.MHM.d 29: no. 459; A.DVNS.MHM.d 30: no. 85]。担税者 (被支配層) が在郷騎兵 (支配層) になることは、税収減につながる。そのため、オスマン朝中央は、資格なく在郷騎兵となった

者たちの知行を没収し、以前のように彼らから税を徴収するよう命じた。

逃亡した部族民を帰還させ、かつ、在郷騎兵となった部族民から以前のように担税者として税を徴収しようとするベフリユル・ベイと部族民との間で対立が生じるのは時間の問題であった。ベフリユル・ベイが県知事となって二年後の1574年には、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランに属するいくつかの部族が反乱を起こし鎮圧された [A.DVNS.MHM.d 24: no. 797]。さらに、1576年頃からは、夏営地への移動路であるゲンチ (Genc)、ムシュ、フヌス、マラズギルト (Malāzgir) の各県で略奪があった他 [A.DVNS.MHM.d 28: no. 598; A.DVNS.MHM.d 29: no. 353, no. 390, no. 401, no. 417; A.DVNS.MHM.d 30: no. 475; A.DVNS.MHM.d 46: no. 670]、ヴァンからイスタンブルに向かう役人が急襲されたり [A.DVNS.MHM.d 34: no. 340, no. 341]、ビレジキ (Birecik) で旅人や隊商が襲われたりと [A.DVNS.MHM.d 40: no. 553]、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランの部族民による追剥ぎが発生した。

ベフリユル・ベイと部族民の対立は、次のようなベフリユル・ベイの解任を狙う複数の動きに発展した。一つは、1578年に始まったオスマン朝のコーカサス・アゼルバイジャン遠征中に起きた事件である。ベフリユル・ベイが遠征に従軍し留守にしていた間、前述のモッラザーデ・エブー・ベキルが新たにベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事に任命された³⁰⁾。県知事職をめぐる争いが起きたが、最終的にベフリユル・ベイの県知事職の続行が確定し、モッラザーデは自身と行動を共にすることを希望した部族民と

28) エルズルム州の創設と16世紀半ばまでの州組織については [Ayduñ 1998]。

29) この政策により授与された知行は数多く記録されている [例えば、DFE.RZ.d 55, 58]。同様の政策は、これより前のディヤルバクル州でも実施された [A.DVNS.MHM.d 5: no. 12; A.DVNS.MHM.d 21: no. 9 など]。

30) ベフリユル・ベイとモッラザーデの争いについては [A.DVNS.MHM.d 36: no. 312; A.DVNS.MHM.d 36: no. 493; A.DVNS.MHM.d 38: no. 77]。

サファヴィー朝との国境に近いカルス地方に移住し、アニ城塞 (kal'e-i Ani) を整備する条件で、アニ城塞県知事に任命された³¹⁾。ベフリユル・ベイが解任された理由は不明だが、モッラザーデとともに移住した部族民が一定数いたことから、ベフリユル・ベイに反発する部族民の意向が反映されて起きた事件であることは確かだろう。そして、ベフリユル・ベイとモッラザーデの争いは、オスマン朝中央の調停により、部族の分離と辺境への移住という結果をもたらした。

二つめは、1580年頃に、前アルダハン県知事ユスフ・ベイ (Yüsuf Beg) と部族民がベフリユル・ベイの殺害を試みた事件である [A.DVNS.MHM.d 39: no. 313; A.DVNS.MHM.d 42: no. 370; A.DVNS.MHM.d 46: no. 416; A.DVNS.MHM.d 47: no. 557; A.DVNS.MHM.d 49: no. 206, no. 237; A.DVNS.MHM.d 53: no. 847; KK.d 89: 58; KK.d 105: 61; KK.d 238: 150, 266]³²⁾。ユスフ・ベイと280名以上から成る部族民が二度にわたりベフリユル・ベイを襲撃したが、いずれも失敗に終わると、今度は部族長たちがベフリユル・ベイの横暴な振る舞いを訴え、彼の解任とユスフ・ベイの県知事就任を求めて上奏した。この後、ユスフ・ベイが県知事に任命されたが、任務を放棄し、盗賊団を結成して追剥ぎをしたため、再びベフリユル・ベイが県知事に返り咲いた。ユスフ・ベイが徴収していなかった二年分の税金をベフリユル・ベイが集めようとする、部族長たちは再びベフリユル・ベイが過度な取り立てをしたと訴え、税の支払いを回避するため逃散し、ディヤルバクル以南の平野部で追剥ぎをしたため、バグダード方面に向かう街道から人氣が消えたほどであった。

オスマン朝にとって、ベフリユル・ベイと部族民の対立は、サファヴィー朝との国境地域を誰に守らせるのかという重要な問題を解決する手段にもなった。前述のように、16世紀後半、オスマン朝とサファヴィー朝の緊張が高まると、オスマン朝は遊牧民のサファヴィー領への越境を禁止した。両王朝の境界地域にある夏営地に遊牧民が入ることも禁止され、サファヴィー朝との戦争が続く中、ボズウルス・テュルクメン遊牧部族連合が戦場に近い夏営地を放棄したことで、アナトリア北東部に余剰地が発生した [Gündüz 1997: 142-3]。オスマン朝がモッラザーデと部族民のカルス地方への移住をすすめた背景には、国境地域の空白を埋めるという意図もあっただろう。

部族民と激しく対立したベフリユル・ベイであるが、1590年頃に死亡した³³⁾。『シャラフ・ナーメ』には、バイエズィド城塞 (kal'e-i Bâyezîd) 県知事で、ベスヤン出身のシェフスヴァル (Şehsüvâr) との戦いで死亡したとある [Sharaf-nâme: 270]³⁴⁾。バイエズィド城塞もサファヴィー朝との国境地域に位置し、近くにはスレイマニー大部族連合が利用した夏営地があった。『シャラフ・ナーメ』が正しければ、16世紀末までに、元々夏営地として利用していたバイエズィド周辺にも部族が移り住んでいたことになる。

4. 17世紀のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県

17世紀以降のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県については、やはり部族の統制は難しく、九年間にわたり税を徴収できないこともあった [A.DVN 12/90]。ベフリユル・ベイ以降、県知事の交代が頻繁に見られ

31) モッラザーデとともにカルス地方に向かった部族民が支払う税の徴収については、それまでと同様、ディヤルバクル財務組織がその任を負うことになった [A.DVNS.MHM.d 36: no. 493]。

32) ベフリユル・ベイとユスフ・ベイの争いは [Çiftçi 2018] でも言及された。

33) 1590年にはベフリユル・ベイの息子が県知事であった [KK.d 7506: 188]。

34) オスマン朝の史料から、1585年頃にシェフスヴァル・ベイなる人物がバイエズィド県知事であったことが確認できる [KK.d 262: 191]。

たうえ、ベフリユル・ベイの一族ではない者が県知事に任命されることもあった³⁵⁾。オスマン政府が、税の徴収が可能、もしくは可能と思われる者を県知事に任命した結果だろう。ただ、県知事が誰であれ、部族民から税を徴収するのが困難であったことに変わりはない。逃散する部族民は後を絶たず、エルズルムやヴァン、さらにはコーカサス・アゼルバイジャン地方のレヴァン (Revân), ゴリ (Goli), ロリ (Lori), トマニス (Tomânüs), ガンジャ (Ganca) などで在郷騎兵や城塞駐留兵になる者もいた [A.DVN 11/37, 12/90]。1634年頃には、徴税に向かった県知事とその一族、そして部族長たちがベスヤンやズィランの部族民に殺害される事件も起きた [A.DVNS.MHM.ZYL.d 9: 336]。

第2章で述べたように、16世紀後半のアナトリア南東部では、国境防衛のために城塞駐留兵が増員され、その俸給は地方財務組織が管轄していた国庫収入から拠出されることになった。国庫収入の増加が期待された当時、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合のバード・ハヴァー諸税が国庫収入に指定され、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事が徴税を請負うことになったのも、これと連動していると考えられた。城塞駐留兵へ

の俸給の支払いに関し、ディヤルバクル財務組織が責任を負ったのは、主にディヤルバクル州とヴァン州にある城塞であった。なかでも最大の拠点であったのがヴァン湖東岸の峻険な岩山を利用して整備されたヴァン城塞であり、17世紀初頭には3千人以上の人員が駐留していた [Kılıç 1997: 314-51]。サファヴィー朝に対する前線基地であり、3千人という規模からしても、俸給の遅配が原因で暴動が起これば、一気に国境情勢が緊迫する恐れがあった。1578年にオスマン朝によるコーカサス・アゼルバイジャン地方への遠征が始まったことで、ヴァン城塞を中心に国境地域の城塞駐留兵はさらに増員された。そして、オスマン朝の財政状況が厳しさを増した17世紀初頭、確実に城塞駐留兵の俸給を確保するために、ディヤルバクル財務組織の管轄下にある国庫収入分の税収の一部が城塞駐留兵の俸給のための特定財源に指定され、徴税業務は城塞守備隊長に委任された³⁶⁾。ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の国庫収入分の税収も、1646年までにヴァン湖周辺のピトリス、ムシュ、ケフェンディル (Kefendir), アフラト、アディルジュヴァズといった各城塞駐留兵の俸給のための特定財源となった [A.DVNS.MHM.d 91: no.

35) 史料で確認できるベフリユル・ベイ以降のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事は次の通りである (メファリキン県知事も含む)。1590年から91年は、ベフリユル・ベイの息子のアリー (‘Ali) /アリージャン (‘Alicân) [A.DVNS.MHM.d 68: no. 62; KK.d 125: 78, 130; KK.d 7506: 210], 前アレppo副財務長官ベシル・ベイ (Beşir Beg) [DFE.RZ.d 125: 373-4]。1594年は、前チャバクチュル (Çapakçür) 県知事オスマン・ベイ (‘Osman Beg) [A.NŞT.d 1141: 51]。1601年頃から05年は、アブドゥルアッラーム (‘Abdül’allâm) [A.DVN 11/37, 12/90], メフメド (Meḥmed) [A.RSK.d 1478: 14], テュルクメン・ベイザーデのオスマン [A.RSK.d 1478: 37], マンスール・ベイ (Manşür Beg) [DFE.RZ.d. 279: 325]。1610年から11年は、前県知事のオメル (‘Ömer) [A.RSK.d 1481: 77], ナスフ・パシャ (Naşûh Paşa) の息子のアリー・ベイ [A.RSK.d 1481: 94], アリージャンの息子のベフリユル・ベイ [A.RSK.d 1481: 93], 前県知事アリー・ベイの息子のイブラヒム (İbrâhim) [A.NŞT.d 1140: 89]。1615年は、前ティクリット (Tikrit) 県知事ムスタファ (Muştâfâ) [A.RSK.d 1484: 115]。1624年から46年は、オスマン・ベイ [MAD.d 410: 135], (オスマン・ベイの息子の) ベフリユル・ベイ [MAD.d 2859: 20; Cevdet Dahiliye 6095: 5; KK.d 266: 82], (オスマン・ベイの甥の) スレイマン (Süleymân) [A.DVNS.MHM.ZYL.d 9: 336; Cevdet Dahiliye 6095: 5], レジェブ・ベイ (Receb Beg) [A.RSK.d 1512: 84; Cevdet Dahiliye 6095: 5; A.DVNS.MHM.d 91: no. 411]。1654年から67年は、オスマン [MAD.d 9838: 167-8; A.RSK 30/6; A.RSK.d 1529: 17], イブラヒム [A.RSK 30/6], ヒュセイン (Hüseyin) [A.RSK 30/6]。

36) [Kılıç 1997: 376-8] によると、ヴァン城塞駐留兵の俸給分については、1611年に特定財源化された。

411]。ただ、徴税人や徴税方法が変わろうと、部族民はその後も税の支払いを回避しようと各地の城塞に逃げ込んだ [MAD.d 9838: 167-8]。

オスマン朝の財務行政は17世紀半ばに大きな転換点を迎えた。地方財務組織から中央の国庫への送金が滞りがちであったことと、さらなる現金収入確保の必要性から、一部の地方財務組織が廃止され、その業務は地方財務組織が管理していた国庫収入分の税の徴収を一括で請負ったヴォイヴォダ (voyvoda, 徴税官) に引き継がれた [Özvar 2013]。ディヤルバクル財務組織の廃止は1650年代から60年代初頭にかけてであると考えられている³⁷⁾。ディヤルバクル財務組織が廃止されたことにより、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合から徴収される税もヴォイヴォダの管理下に置かれた。ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県が三部族連合の税の徴収を目的に創設されたことを考えると、ディヤルバクル・ヴォイヴォダ職が設置されたことで、県の存続理由は無くなった。実際、18世紀にはベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の名は確認できなくなる³⁸⁾。

5. 18世紀以降のベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合

本稿では、オスマン朝が、地方行政組織を通して、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合をどのように管理しようとしたのか、そして、部族民の管理がいかに難しいものであったのかを見てきた。これまで確認されたような、さまざまな理由で逃亡・移動す

る部族民の姿は、18世紀以降も見られたのだろうか。ここでは、先行研究も利用しつつ、18世紀以降のベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の動きを追ってみよう。

18世紀以降のベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合については、ディヤルバクル州よりさらに北東の国境地域での動向が多く記されている。一例として、1722年、ヴァン湖北岸のエルジシュ県にベスヤンに属するクルドたちが居住していた記録がある [Başar 1997: 133]。エルジシュ県は、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランの遊牧民たちが夏営地のアラダー山脈に向かう時に通過する場所であり、夏営地にも近かった。1734年には、バイェズィド県に所属しつつ、レヴァンに暮らしたズィラン族を確認できる [1734-1735 *Osmanlı-İran Savaşı Mühimme Defteri*: no. 159]。19世紀に入ると、アナトリアとイランを往来し自由に活動するクルド系諸部族の存在はオスマン朝とガージャール朝の紛争の要因になり、国境線の画定に際し、クルド系諸部族はいずれかの王朝への帰属を迫られた [Ateş 2015: 121-6]。こうしたクルド系諸部族の中に、当時、オスマン朝・ガージャール朝・ロシアの国境地域に居住したズィランも含まれた。1847年、オスマン朝とガージャール朝の間で第二次エルズルム条約が締結され、国境線の画定のため、両王朝の国境地帯に調査隊が派遣された。オスマン朝を代表して調査に参加したデルヴィシュ・パシャ (Derviş Paşa) によると、ズィラン族のうち、940戸はオスマン朝治下のカルス県に暮らし、100戸はガージャール朝治下のマーカーにおいて、1650戸は冬期にはロシア統治下の

37) [Özvar 2005: 103-4; Başarır 2009: 66-7]。18世紀のディヤルバクル・ヴォイヴォダ職とその業務については、[Salzmann 2004] の他、バシャルルの研究がある [Başarır 2009, 2011a, 2011b など]。

38) [Yılmazçelik 1995: 128-42]。ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県は史料で確認できなくなるが、メファリキン県はその後も存続した。前述のように、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県は、1580年頃からメファリキン県とも呼ばれたが、その理由は、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事を世襲したマイヤーファールキーンのアミールがメファリキン (=マイヤーファールキーン) を本拠地としたことによる。その後、1635年頃から二つの県名が併用されることは少なくなり、メファリキン県の方が多用されるようになっていった。

レヴァン、夏期にはレヴァンとバイエズイドの間で過ごしていた [*Tahdîd-i Hudûd-ı İraniyye Me'mûr Dervîş Paşa Lâyihası*: 125–6, 128–9; Ateş 2015: 124]。デルヴィシユ・パシヤに同道したメフメト・フルシト・エフェンディ (Meḥmed Hürşîd Efendi) は、バイエズイド県にいるズィラン族が 1500 戸を数えること、そして、元々の本拠地であったディヤルバクル方面からエルズルムやカルス州に、その後さらにレヴァン方面にまで移動したことを記した [*Seyâhatnâme-i Hudûd*: 264–5]³⁹⁾。こうした記録を始めとして、19 世紀の史料の多くは、カルス、バイエズイド、レヴァン地方で活動するズィランに関するものである [Karataş 2014]⁴⁰⁾。デルヴィシユ・パシヤは、レヴァンがロシアの支配下に入った後、ズィランの一部がオスマン領に移動したことにも言及したが、露土戦争前年の 1876 年にも、レヴァンにいたズィランのエユブ・アー (Eyyûb Âgâ) が 600 戸を率いてオスマン朝に避難した [Karataş 2012]⁴¹⁾。19 世紀末には、当時のオスマン朝君主アブデュルハミト二世がアナトリア東部諸州の治安維持のために結成した、部族長たちが率いた騎兵隊、ハミディエ連隊の中にもズィランの名を見いだすことができる [Bruinessen 1992: 185; Karataş 2012; Karataş and Kul 2012]。ベスヤンとブジュヤンの名が消えていった一方で、ズィランの名は近代史の一部として記録されている⁴²⁾。

おわりに

オスマン朝が、地方行政組織を通じて、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合をどのように管理しようとしたのか、その政策

を振り返ってみよう。

一つめとして、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合が属したスレイマニー大部族連合に「分割して統治する」政策が適用された。ディヤルバクル地方がオスマン朝の支配下に入った後、スレイマニーのアミールにはクルブ県の支配のみ認められ、スレイマニー大部族連合に属した各部族連合の所属先はクルブ県とアーミド県に分かれた。その後、クルブ県知事 (=スレイマニーのアミール) のいところがベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事に任命されたことで、スレイマニー大部族連合に属したそれぞれの部族連合はクルブ県、アーミド県、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の三県に分かれた。さらに、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の誕生によって、スレイマニー・アミールの一族も二つに分岐した。こうして、「分割して統治する」政策は、部族連合に加えて、アミールの一族に対しても効果的に用いられた。

二つめとして、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合に既存の遊牧民政策の一つが適用された。元々、オスマン朝では、担税者数の正確な把握と確実な徴税のために、遊牧民を一つの行政・徴税単位とする特殊なタイプの県が存在した。ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県も同様の目的で設立されたが、それまでの遊牧民を対象とした県と比べていくつか相違点があった。それは、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合に属する部族民がすべて季節移動する遊牧民ではなかったこと、そして遊牧民のみならず定住民も含めて一つの行政・徴税単位とされたこと、さらにベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県は県知事の世襲が認められたクルド系諸県の一つであったことである。

39) この記述の元になったと思われるズィランの部族長の証言は [Ateş 2015: 123] に詳しい。

40) [Çiftçi 2018] は、論文の後半で、近代のアナトリア北東部で活動した、16 世紀にはスレイマニーに属していたとされるハイダラーン族を取り上げた。

41) エユブ・アーガーについては [Ateş 2015: 216] でも言及された。

42) 近代にズィランと称した、もしくはズィランと呼ばれた部族がすべて 16 世紀のズィランの流れを汲んでいたかどうかについては、もちろんさらなる議論が必要である。

オスマン朝はまた、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合を国境防衛にも活用したが、これは「分割して統治する」政策も兼ねていた⁴³⁾。前述のように、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランの部族民の一部がアナトリア北東部の国境地域に移住したが、これは、部族の内部抗争の際、オスマン朝中央が調停し、部族の分離と移住がすすめられた結果であった。またその際には、移住する側のリーダーにも県知事職を与えたことから、中央が対立する両者を県知事とすることで部族内紛争を収めようとしたことも分かる。

それでは、ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の創設に対して、ベスヤン、ブジュヤン、ズィランに属した部族民はどのような反応を示したのだろうか。ベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県の設立は、部族の管理に加え、当時のオスマン朝が直面していた財政上の問題を解決するためでもあった。財政上の問題とは、サファヴィー朝との国境地域に展開した城塞駐留兵に支払う俸給を調達するために、国庫収入の増加が求められていたことである。こうしたオスマン朝の政策に対して、税の支払いを逃れて逃亡する部族民は後を絶たず、県知事による徴税は困難を極めた。逃散した部族民の中には、国境地域に向かい、そこで城塞駐留兵や在郷騎兵といった軍人になる者もいた。

税の支払いを回避して逃亡した部族民の動きにより、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン

各部族連合のかたちにも変化が生じた。当時、オスマン朝の国境はさらに東へと拡大しており、このような中、中央や県知事が担税者の減少を防ごうとしても、新たな活路を求めて辺境へ向かう部族民の流れを止めるのは容易ではなかった⁴⁴⁾。結局、オスマン朝は、一部の部族勢力を国境防衛に活用することには成功したが、全体として部族の移動を制限することはできなかった。アナトリア南東部のクルド系諸部族を中心とした社会において、本来、部族全体を管理・統制できるのはアミールのみであったが、本稿で見てきたように、歴代のベスヤン・ブジュヤン・ズィラン県知事は部族全体を統率することができなくなってしまった⁴⁵⁾。ベスヤン、ブジュヤン、ズィランの諸部族はアミールの統制を離れて移動し、アナトリアを越えてコーカサスやアゼルバイジャン地方にまで拡散していった。そして、移り住んだ先に定着する中で、次第にベスヤンとブジュヤンの名は消え、ズィランの名だけが残った。16世紀以降のベスヤン、ブジュヤン、ズィランに関して言えば、アミールの役割やアミールと部族の関係性に変化が生じただけでなく、部族連合のかたちもまた時代とともに変わっていったのである。

参考資料

●未刊行史料●

オスマン文書館 (Cumhurbaşkanlığı Devlet Arşivleri Başkanlığı Osmanlı Arşivi)

- 43) ただし、国境防衛への活用は、上記三部族連合に限られたわけではなく、他のクルド系アミールと配下の諸部族にも適用された。国境地域に県を新設し、クルド系アミールを県知事に任命することで、国境防衛の要としたケースもある。
- 44) ベスヤン、ブジュヤン、ズィランの部族民の移動の要因については、もう一つ、ディヤルバクル地方での人口増加により冬営地が飽和状態にあったことを指摘できるかもしれない。租税台帳を利用した多くの研究から、16世紀前半、ディヤルバクル地方での担税者人口の増加が確認できるが、その中でも遊牧民人口を抱える地域での増加が著しかった。表1に示されたスレイマニー大部族連合の担税者数からも、ベスヤン、ブジュヤン、ズィラン各部族連合の増加率が高いことが示されている。人口増加とそれにとりま冬営地不足が新天地を求め動きに発展した可能性もある。
- 45) 本来、対外的には部族を代表して国家や他のクルド系アミールと交渉し、対内的には部族の利害を調整し部族間もしくは部族内抗争では調停者であることが求められたアミールであるが、オスマン朝治下でアミールの役割に変化が見られたことは、これまでも指摘されてきた。例えば、[Çiftçi 2018: 2-3] は、アミールが徴税義務を負ったことで、それまでの仲介者としての役割に変化が生じ、これも一因となって、部族に対するアミールの影響力が低下したと指摘した。

- A.DVN: Dîvân-ı Hümâyûn ve Bâb-ı Asafî Dîvân (Beylikçi) Kalemî Belgeleri 11/37, 12/90.
- A.RSK: Dîvân-ı Hümâyûn ve Bâb-ı Asafî Ruûs Kalemî Belgeleri 30/6.
- A.DVNS.MHM.d: Dîvân-ı Hümâyûn Mühimme Defterleri 5, 6, 7, 9, 10, 12, 16, 21, 22, 24, 26, 28, 29, 30, 32, 34, 36, 38, 39, 40, 42, 46, 47, 49, 53, 68, 91.
- A.DVNS.MHM.ZYL.d: Dîvân-ı Hümâyûn Mühimme Zeyli Defterleri 9.
- A.NŞT.d: Bâb-ı Asafî Tahvil (Nişan) Kalemî Defterleri 1071, 1073, 1140, 1141.
- A.RSK.d: Bâb-ı Asafî Ruûs Kalemî Defterleri 1452, 1478, 1481, 1484, 1512, 1529.
- Cevdet Dahiliye: Muallim Cevdet Tasnifi Belgeleri, Dahiliye 6095.
- DFE.RZ.d: Defterhâne-i Âmire Timar Rûzname Defterleri 4, 12, 36, 55, 58, 125, 279.
- KK.d: Kâmil Kepeci Defterleri 79, 89, 105, 125, 225, 238, 262, 266, 7506.
- MAD.d: Maliyeden Müdevver Defterler 365, 410, 563, 2859, 9838.
- TT.d: Tahrir Defterleri 64, 134, 200.
- 地券地籍簿総局文書館 (Tapu ve Kadastro Genel Müdürlüğü Arşiv Dairesi Başkanlığı Kuyûd-ı Kadime Arşivi)
- TT.d: Tahrir Defterleri 58 (旧番号 183/155), 60 (旧番号 184/97), 251 (旧番号 185/304).
- トプカプ宮殿文書館 (Topkapı Sarayı Müzesi Arşivi) D9772.
- 刊行史料●
- 1734–1735 *Osmanlı–İran Savaşı Mühimme Defteri (Ramazân 1146-Zilhicce 1147)* (Kemal Erkan, ed.). İstanbul: Çamlıca, 2011.
- Başar, Fahmeddin. 1997. *Osmanlı Eyâlet Tevcihâtı (1717–1730)*. Ankara: TTK.
- Derviş Paşa. 2016. *Tahdîd-i Hudûd-ı İraniyye Me'mûr Derviş Paşa Lâyihası* (Fatih Gencer, ed.). Ankara: Gece.
- Mehmed Hurşîd [Paşa]. 1997. *Seyâhatnâme-i Hudûd* (Alâattin Eser, ed.). İstanbul: Simurg.
- Sharaf Khân Bidlîsî. 1969. *Sharaf-nâme* (V. Véliamînof-Zernof, ed.). Vol. 1, 1st ed., St. Petersburg, 1860, rep., Westmead.
- 参考文献●
- Ateş, Sabri. 2015. *The Ottoman-Iranian Borderlands: Making a Boundary, 1843–1914*. New York: Cambridge Univ. Press, 2013, paperback ed.
- Aydın, Dündar. 1998. *Erzurum Beylerbeyliği ve Teşkilatı: Kuruluş ve Genişleme Devri (1535–1566)*. Ankara: TTK.
- Baluken, Yusuf. 2016. “Hasankeyf Eyyûbîleri (630-866/1232-1462).” Doctoral Dissertation, Atatürk University.
- Başarır, Özlem. 2009. “18. Yüzyılda Malikane Uygulaması ve Diyarbekir Voyvodalıği.” Doctoral Dissertation, Ankara University.
- . 2011a. “XVIII. Yüzyılda Diyarbekir Voyvodalıği'nın Mekânsel Örgütlenmesi.” *Uluslararası Sosyal Araştırmalar Dergisi*, 4(18): 196–229.
- . 2011b. “Diyarbekir Voyvodalıği Aklâmı Malikâncileri Örneğinde XVIII. Yüzyılda Yatırımcıların Kimlikleri Üzerine Bir Değerlendirme.” *Hacettepe Üniversitesi Türkiyat Araştırmaları Dergisi*, 2011 Güz (15): 39–61.
- Bizbirlik, Alpay. 1993. “16. Yüzyılda Kulb Sancağı Hakkında Sosyal ve Ekonomik Bir Araştırma.” *Osmanlı Araştırmaları*, 13: 137–62.
- Bruinessen, Martin van. 1988. “The Ottoman Conquest of Diyarbekir and the Administrative Organisation of the Province in the 16th and 17th Centuries.” *Evlîya Çelebi in Diyarbekir, The Relevant Section of the Seyahatname*, edited with translation, commentary and introduction by Martin van Bruinessen and Hendrik Boeschoten, 13–28, Leiden: Brill.
- . 1992. *Agha, Shaikh and State: The Social and Political Structures of Kurdistan*. London and New Jersey: Zed Books.
- Çakar, Enver. 2006. *17. Yüzyılda Haleb Eyaleti ve Türkmenleri*. Elazığ: Fırat University.
- Çiftçi, Erdal. 2018. “Migration, Memory and Mythification: Relocation of Suleymani Tribes on the Northern Ottoman-Iranian Frontier.” *Middle Eastern Studies*, 54(2): 270–88 (Published online: 06 Nov. 2017).
- Göyünç, N. 1991. “Yurtluk-Ocaklık Deyimleri Hakkında.” *Prof. Dr. Bekir Kütükoğlu'na Armağan*, 269–78, İstanbul: İstanbul University.
- Gündüz, Tufan. 1997. *Anadolu'da Türkmen Aşiretleri: Bozulus Türkmenleri 1540–1640*. Ankara: Bilge.
- Karataş, Yakup. 2012. “Zilanlı Eyüp Paşa'nın Tarihi Kişiliği Üzerine Bazı Notlar.” *Uluslararası Sosyal Araştırmalar Dergisi*, 5(20): 200–5.
- . 2014. *Bayezid Sancağı ve İdarecileri*. İstanbul: Kitabevi.
- Karataş, Yakup and Eyüp Kul. 2012. “XIX. Yüzyılın Sonlarında Bayezid Sancağı'ndaki Aşiretler ve İskan Politikası.” *Atatürk Üniversitesi Türkiyat Araştırmaları Enstitüsü Dergisi*, 48: 343–64.
- Kılıç, Orhan. 1997. *XVI. ve XVII. Yüzyıllarda Van (1548–1648)*. Van: Van Belediye Başkanlığı.
- . 1999. “Yurtluk-Ocaklık ve Hükümet Sancaklar Üzerine Bazı Tespitler.” *OTAM*, 10: 119–37.

- . 2001. “Ocaklık Sancakların Osmanlı Hukukunda ve İdarî Tatbikattaki Yeri.” *Fırat Üniversitesi Sosyal Bilimler Dergisi*, 11(1): 257–74.
- . 2007. “Ocaklık.” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, Vol. 33: 317–8.
- Kırzioğlu, Fahrettin. 1993. *Osmanlılar'ın Kafkas-Elleri'ni Fethi (1451–1590)*. Ankara: TTK.
- Kütükoğlu, Bekir. 1993. *Osmanlı-İran Siyasî Münasebetleri (1578–1612)*. Istanbul: Istanbul Fetih Cemiyeti.
- Özvar, Erol. 2005. “XVII. Yüzyılda Osmanlı Taşra Maliyesinde Değişme: Diyarbakır'da Hazine Defterdarlığından Voyvodalığa Geçiş.” *IXth International Congress of Economic and Social History of Turkey, Dubrovnik-Croatia, 20–23 August 2002*, 93–115, Ankara: TTK.
- . 2013. “Voyvoda.” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, Vol. 43: 129–31.
- Salzmann, Ariel. 2004. *Tocqueville in the Ottoman Empire: Rival Paths to the Modern State*. Leiden and Boston: Brill.
- Şahin, İlhan. 2006. *Osmanlı Döneminde Konar-Göçerler*. Istanbul: Eren.
- Ünal, M. A. 1994. “XVI. ve XVII. Yüzyıllarda Diyarbakır Eyaletine Tâbi Sancakların İdarî Statüleri.” *X. Türk Tarih Kongresi (1986) Bildiri*, 2211–20, Ankara: TTK.
- . 1999. *Osmanlı Devri Üzerine Makaleler-Araştırmalar*. Isparta: Kardelen.
- Yılmazçelik, İbrahim. 1995. *XIX. Yüzyılın İlk Yarısında Diyarbakır*. Ankara: TTK.
- 岩本佳子 2019 『帝国と遊牧民—近世オスマン朝の視座より』京都大学学術出版会.
- 齋藤久美子 2006a 「16–17世紀オスマン朝下の東部アナトリアにおける「ユルトルク＝オジャクルク」と「ヒュクームト」の成立」『オリエント』48(2): 47–65.
- . 2006b 「16–17世紀東部アナトリアにおけるオスマン支配—2つの地方行政組織を例に」『日本中東学会年報』22(1): 63–86.
- 清水保尚 2003 「16世紀末オスマン朝の地方財務組織について—アレppo財務組織を事例として」『東洋学報』85(1): 21–46.
- . 2012 「オスマン朝の財政機構—16–17世紀を中心に」鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』, 226–45, 山川出版社.
- 鈴木董 1987 「セリム1世の対マムルーク朝遠征と征服地における支配体制組織化の過程—トプカプ宮殿附属古文書館所蔵 D9772号文書の再検討によせて」『オリエント』30(1): 90–107.
- 多田守 2009 「オスマン朝期の検地帳に記された bad-ı hava の額を巡って—1500年前後の Göynük 郡を始めとする Hüdavendigâr 県の事例を通して」『西南アジア研究』71: 44–68.
- . 2012 「オスマン朝期の検地帳に記された bad-ı hava の額を巡って—16世紀後半における Göynük 郡を始めとする Hüdavendigâr 県の事例を通して」『アジア史学論集』5: 41–65.

採択決定日—2020年5月12日